

CFC税制上の 当初申告要件について (東京地判令和7年5月16日を題材に)

ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 片平享介

I はじめに

租税法上、ある措置の適用を受けるための要件として、当初申告時にその適用を選択することが必要とされている場合がある。講学上、かかる要件を「当初申告要件」という。かつての租税法においては当初申告要件が広く課されていたところ、平成23年12月2日号外法律第114号による改正（以下「平成23年12月改正」という。）により、事後的な適用を認めても問題がないものについては廃止となった。しかし、CFC税制上の当初申告要件については、平成23年12月改正後も存置され、現行の租税特別措置法施行令においても、基準所得金額（外国関係会社の所得のうち、親会社において合算の対象となる課税対象金額のベースとなる金額）の計算に関する39条の15第9項が、かかる当初申告要件を規定している。同項は、外国関係会社がその「子会社」から受ける配当等の額について、基準所得金額から控除するための要件として、同要件を課すものである。

東京地判令和7年5月16日（以下「本判決」という。）は、平成29年法律第4号による改正（以下「平成29年度措置法改正」という。）前のCFC税制における上記当初申告要件が問題

となった事件である。本稿の目的は、本判決を題材に、CFC税制（現行の税制も含めて）上の当初申告要件の合理性について批判的に検討するとともに、本判決の内容を踏まえた現行税制上の実務対応を考えることにある（なお、本判決は原告によって控訴されており、未だ確定していない。）。

本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者が所属する組織の公式見解ではないことを、念のため付言する。

II 本判決の事案の概要及び適用条文

本件は、スイス等に海外子会社を有する内国法人（原告）が、係争事業年度（平成30年1月1日から同年12月31日まで）に係る法人税等の確定申告をしたところ、税務署長から、当該海外子会社に係る課税対象金額が益金の額に算入されておらず、また、当該海外子会社がその子会社から受けた配当等の額（以下「本件配当の額」という。）について、当初申告要件が遵守されていないために本件配当の額を基準所得金額から控除できないとして、法人税の増額更正処分等を受けたため、その一部取消しを求めて争った事件である。